

[特 36 条, 特 37 条, 特 185 条]

## 請求項について

特許を所有している人、すなわち特許権者はその**特許権の技術的範囲**に含まれる発明を独占的に製造・販売等できます。そして、第三者が無断でこのような発明を製造・販売等する行為はいわゆる特許侵害で違法行為です。**特許権の技術的範囲**は特許出願時に特許庁に提出した書類の**特許請求の範囲**の欄に記載した内容で決まりますが、この欄に記載する際に非常に重要になる**請求項**というものについて簡単に説明しましょう。

いままで、断面形状が円形の鉛筆しかなかったとしましょう。そして、Aさんが断面が正六角形の鉛筆を発明したとします。鉛筆の断面が正六角形ですと、握りやすいですし、机の上で転がりませんから便利です。そこで、Aさんは**特許請求の範囲**に「断面形状が正六角形であることを特徴とする鉛筆」と記載して特許出願をしたとしましょう。



【従来技術：断面円形の鉛筆】



【Aさんの発明：断面正六角形の鉛筆】

ここでちょっと問題が生じる可能性があります。BさんがAさんが製造・販売している断面正六角形鉛筆をみてなるほどと思い、断面が角取三角形の鉛筆の製造・販売を始めたとしてみましょう。



【Bさんの発明：断面角取三角形の鉛筆】

断面が角取り三角形でも握りやすいですし、机の上で転がりません。大体角取三角形は正六角形ではないですが六角形みたいなものですし、Bさんの行為は感覚的にはちょっとずるいような気がしますよね。ですが、Aさんの**特許権の技術的範囲**はあくまでも「断面形状が正六角形であることを特徴とする鉛筆」ですからBさんの行為は特許侵害にはならないのです。

このようなことにならないように、Aさんは特許出願の際に**特許請求の範囲**に「断面形状が多角形であることを特徴とする鉛筆」と書いておくべきだったのかもしれませんが。断面形状が多角形としておけば、正六角形も角取り三角形も**特許権の技術的範囲**に入りますので、Bさんの行為は特許侵害になります。

ところが、**特許権の技術的範囲**をこのように広くすることには問題もあります。例えば、Aさんが特許出願する前に、「断面形状が四角形の鉛筆」なんてのが存在していると、特許庁の審査で「断面形状が四角形の鉛筆を見れば分かるように、断面形状が多角形の鉛筆はこの特許出願の前からすでに知られている。よって、この発明は特許できない」というように拒絶されてしまう可能性が高くなるのです。このように特許出願が拒絶されてしまうと、「断面形状が多角形の鉛筆」はもちろん「断面形状が六角形の鉛筆」までもが保護されなくなってしまいま

神谷岳特許事務所

Email: kamipat@xqe.biglobe.ne.jp

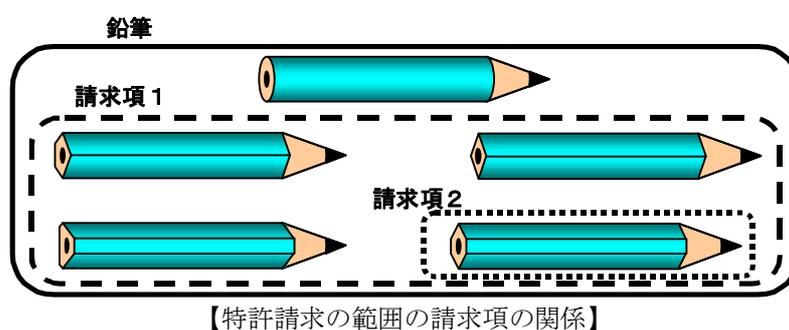
Web page: <http://www2s.biglobe.ne.jp/~gkami/kamipat/>

す。もちろん、両方を特許出願するという方法も考えられますが、特許出願には結構費用がかかりますのでこれもあまり望ましい方法ではありません。

このようなジレンマを解決するために、**特許請求の範囲**に**請求項**に区分して複数の発明を記載することが認められています(もともと、これだけがこの制度の目的ではないのですが・・・)。先の例では、例えば次のような内容を**特許請求の範囲**に記載できます。文字だけではイメージがつかみにくいかもしれませんので、図でも関係を示しておきましょう。

(請求項1) 断面形状が多角形であることを特徴とする鉛筆。

(請求項2) 断面形状が正六角形であることを特徴とする請求項1記載の鉛筆。



このような**特許請求の範囲**にしておくことで、出来るだけ**特許権の技術的範囲**が広い特許権の取得を目指す一方、特許庁の審査で一部の**請求項**が拒絶されたときに、その**請求項**を削除することで残りの発明が特許されるようにすることが出来るのです。上の例では、請求項1が断面形状が四角形の鉛筆を引き合いに拒絶されたときには請求項1を削除し、せめて請求項2だけでも特許になるようにするわけです。1つの特許出願に**請求項**を数多く含めると、多少は費用が余分にかかるのですが、別々に特許出願することを考えると非常に安価ですから、この制度を上手に活用して良い特許を取得できるようにすべきでしょう。

どのような場合に**請求項**の制度を利用して複数の発明を一特許出願にまとめることができるか、あるいは広い技術的範囲の特許にする為にどう注意すべきか等で迷われた時は弁理士に相談されると適切な助言が得られるでしょう。ただし、最も発明の本質を良く理解しているのは発明者です。発明の本質がどこにあるかを整理した上で、弁理士に相談されるときとより良い特許出願が出来るでしょう。先の例では、ある弁理士なら発明者と相談しつつ、例えば次のような**特許請求の範囲**を作ってくれるかもしれません(必ずしもこれが良い例とは言えないかもしれませんが)。ちょっとややこしいですが、丁寧に読んでみてください。どう思われましたか？

(請求項1) 断面形状が多角形であることを特徴とする筆記具。

(請求項2) 断面形状が正六角形であることを特徴とする請求項1記載の筆記具。

(請求項3) 請求項1または請求項2記載の筆記具で、筆記具は筆記した文字等を消しゴムで消せるものであることを特徴とする筆記具。

(請求項4) 請求項3記載の筆記具で、筆記具は鉛筆であることを特徴とする筆記具。

(請求項5) 請求項3記載の筆記具で、筆記具は筆記した文字等を消しゴムで消せるボールペンであることを特徴とする筆記具。

(請求項6) 請求項3から請求項5記載の筆記具で、末尾に消しゴムが取り付けられていることを特徴とする筆記具。

2003年4月6日

著者 弁理士 神谷 岳

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gkami/kamipat/>

<mailto:kamipat@xqe.biglobe.ne.jp>